

保護者 様

出席停止のお知らせ

この度、お子様が下記の感染症に罹患したという連絡をいただきました。学校保健安全法の規定により出席停止をお知らせします。医師から学校の登校許可が出ましたら、下記の登校許可届に必要な事項を記入し、学級担任へご提出願います。

	学校感染症名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
	インフルエンザ(別様式により報告)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
第 2 種	新型コロナウイルス感染症(別様式により報告)	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快後、1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※1	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1 感染性胃腸炎、サルモレラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎 等

登校許可届

年 組 氏名

疾患名 出席停止期間 月 日() ~ 月 日()

令和 年 月 日()より登校を許可します。

医療機関名

医師氏名

令和 年 月 日 保護者氏名